

第3 退職後の医療保険制度について

1. 退職後の医療保険制度（保険証）

(1) 医療保険制度の概要

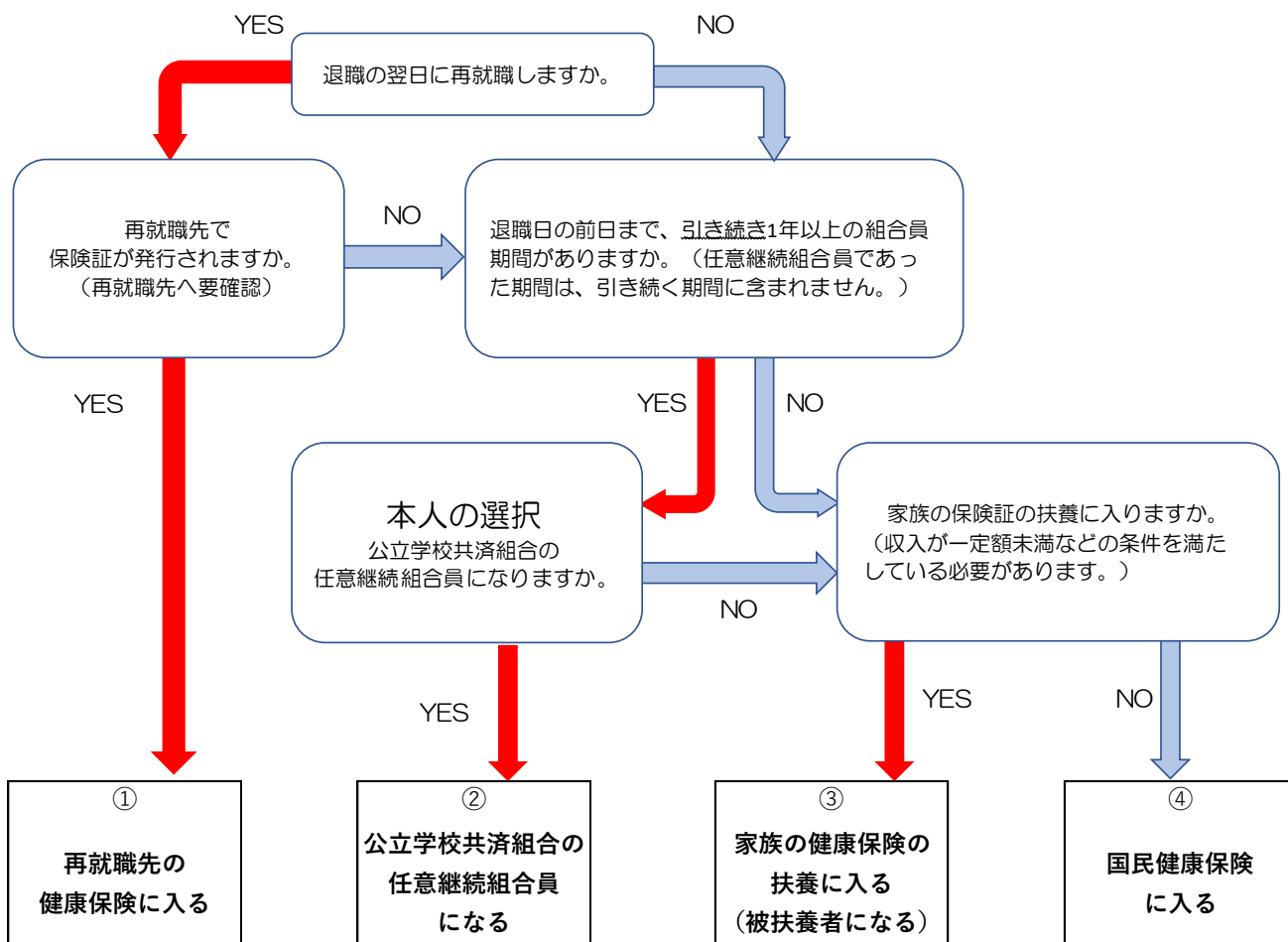
日本の医療保険制度は、「国民皆保険」となっており、国内に居住する者は何らかの公的医療保険制度に加入することが義務付けられています。

公立学校等の職員は、職員となった日から公立学校共済組合の組合員資格を取得し、掛金を負担して医療給付等を受けますが、その組合員資格を退職の翌日に喪失します。

ただし、一定の条件を満たせば、最長2年間資格が継続する制度（任意継続組合員制度）に加入することができます。

(2) 退職後に加入する医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度は、以下の4つから御自身で選択することになります。選択できる医療保険制度は、退職後の状況によって異なります。



認定要件は健康保険により異なるため、確認が必要

(3) 主な再就職先と健康保険

退職後の主な再就職先と、健康保険の加入は以下のとおりです。

再就職先	健康保険加入の有無
再任用(フルタイム) 任期付教職員	健康保険に加入する。 (県教育委員会任用の場合は、引き続き公立学校共済組合員となる)
再任用(短時間)	勤務時間が週20時間以上になる場合は、健康保険に加入する。 (県教育委員会任用の場合は、引き続き公立学校共済組合員となる) 勤務時間が週20時間未満の場合は、健康保険に加入できない。
臨時的任用教職員 会計年度任用職員 その他	勤務時間や任用期間により、健康保険加入の有無が異なる。詳細は、再就職先の人事担当者等へ確認が必要。 加入の目安：週20時間以上勤務 かつ 2か月を超える任用 かつ 賃金月額8.8万円以上

(4) 現在被扶養者になっている家族が加入する医療保険制度

組合員の退職と同時に被扶養者も資格を喪失します。

退職者が公立学校共済組合の任意継続組合員となる場合は、認定要件を備えていれば引き続き被扶養者として認定されます。継続認定または認定の取消しを希望する場合は、任意継続組合員申出書にその旨を記載してください。

退職者が再就職先の健康保険に加入した場合(または、退職者以外の家族が健康保険に加入している場合)は、別途手続きのうえ、被扶養者として認定をうけることができます。認定要件は、健康保険により異なります。

上記以外の場合は、国民健康保険に加入することになります。

(5) 組合員証の返納および注意事項

- 退職の翌日以降は、組合員証(被扶養者証を含む)及び高齢受給者証等の各種証を使用することはできません。退職時の所属所を通じて共済組合へ速やかに返納してください。ただし、退職後の再就職先によっては、現在お持ちの組合員証を引き続き使用いただく場合があります。
- 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。
- 任意継続組合員になった場合は、任意継続組合員証(被扶養者分を含む)及び各種証を改めて交付しますので、医療機関を受診する際に提示してください。
- 再就職し健康保険に加入した場合は再就職先から健康保険証が、国民健康保険に加入した場合は市町村から国民健康保険証が交付されますので、医療機関を受診する際に提示してください。

2. 任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度とは

退職後の最長2年間、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる制度を、任意継続組合員制度といいます。(受けられる給付等については、(6)を参照)

(2) 資格の取得と喪失について

- 次の条件を満たしたとき、任意継続組合員の**資格を取得**します。

① 退職の前日までに引き続き1年以上組合員であったこと

令和4年4月1日に就職し、令和5年3月31日に退職する場合は、引き続き組合員であった期間が1日足りないため、任意継続組合員になることができません。

② 退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の払込みを行うこと。

令和5年3月31日退職の場合は、令和5年4月19日が締め切りとなります。

- 次のいずれかに該当したとき、任意継続組合員の**資格を喪失**します。

① 任意継続組合員の資格取得から2年を経過したとき

② 掛金を期日までに払い込まなかったとき

③ 再就職等で健康保険の被保険者になったとき (または共済組合員になったとき)

④ 死亡したとき

⑤ 自己都合で任意継続組合員をやめる旨を申し出た場合に、申出書を共済組合が受理した月の末日が到来したとき (国民健康保険に加入する場合や、家族の被扶養者になる場合は、こちらに該当します)

⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき (75歳に到達した方など)

上記の③・④・⑤に該当する場合は、様式等の提出が必要になりますので、公立学校共済組合まで御連絡ください。⑤による資格喪失手続きは、月単位でいつでも行うことができます。

- ※ 任意継続組合員の資格を喪失し、再度任意継続組合員となるには、また新たに資格取得の条件を満たさなければなりません。

(例)

3/31 退職 一般組合員	4/1~6/30 無職 任意継続組合員	7/1~ 代替職員等 <u>一般組合員または短期組合員</u>
------------------	------------------------	------------------------------------

この期間が1年と1日未満の場合、退職後、任意継続組合員になれません。
(過去に任意継続組合員であった期間は、この期間に含めることはできません)

(3) 掛金について

< 掛金額 >

任意継続組合員の掛金は、「短期任意継続掛金（全員計算）」と「介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方のみ計算）」の合計金額となります。

次の①・②のうち、いずれか低い額に掛金率を乗じた額が1か月の掛金額となります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 公立学校共済組合の全組合員の令和4年9月30日における平均標準報酬月額
(令和3年の平均額は410,000円。令和4年の平均額は、決定され次第通知します。)

掛金率（令和4年10月～令和5年3月）

短期任意継続掛金分・・・93.2/1,000	来年度の掛金率は変更される可能性があります。決定され次第通知します。
介護任意継続掛金分・・・17.64/1,000	

< 掛金の計算例 >

令和4年度の数値を適用して計算すると、以下のようになります。

(平均標準報酬月額や掛金率の変更により、実際の任意継続組合員加入時の掛金額と異なる可能性があります。)

退職時の年齢60歳、退職時の標準報酬月額530,000円の場合
40歳以上65歳未満のため、短期任意継続掛金・介護任意継続掛金の両方を計算します。

530,000円(①) > 410,000円(②)より、②に掛金率を乗じます。

$$\begin{array}{rcl} \text{短期任意継続掛金} & = & 410,000 \text{円} \times 93.2/1,000 = 38,212 \text{円} \\ \text{介護任意継続掛金} & = & 410,000 \text{円} \times 17.64/1,000 = 7,232 \text{円} \\ \hline & & \text{合計 } 45,444 \text{円 (月額)} \end{array}$$

退職時の年齢31歳、退職時の標準報酬月額300,000円の場合
40歳未満のため、短期任意継続掛金のみ計算します。

300,000円(①) < 410,000円(②)より、①に掛金率を乗じます。

$$\begin{array}{rcl} \text{短期任意継続掛金} & = & 300,000 \text{円} \times 93.2/1,000 = 27,960 \text{円} \\ \hline & & \text{合計 } 27,960 \text{円 (月額)} \end{array}$$

< 掛金の納入方法 >

次の3つから選択できます。

- ① 12か月前納払い ② 6か月前納払い ③ 各月払い（口座振替、山梨中央銀行のみ）

前納払い（①または②）を選択した場合は、割引があります。③を選択し、残高不足等により振替がで
きなかった場合は、翌月の1日付けで任意継続組合員の資格を喪失します。

< 納入方法による掛金額の比較 >

（例）退職時の標準報酬月額が410,000円以上の場合（令和4年度の掛金率を適用した場合）

	12か月前納払い	6か月前納払い	各月払い
年額	短期 38,212 + 介護 7,232 ×12ヶ月前納率	短期 38,212 + 介護 7,232 ×6ヶ月前納率×2回	短期 38,212 + 介護 7,232 ×12ヶ月（割引なし）
	=533,899円	=539,134円	=545,328円
割引額	11,429円 （口座振替と比較）	6,194円 （口座振替と比較）	なし
払込時期	毎年3月 （2年目以降も同様）	毎年3月と9月 （2年目以降も同様）	毎月22日に翌月分を 指定口座から振替

※ 3月中に納入する場合の金額になります。4月以降に納入する場合は、金額が変わります。

※ 標準報酬月額毎の掛金額については、P6の早見表を参照してください。

< その他 >

- ・ 被扶養者の有無によって掛金額が変動することはありません。
- ・ 掛金は前納制です。期日までに掛金を納めなかった場合、資格を喪失します。
- ・ 掛金を納めた後に任意継続組合員資格を喪失した場合は、資格喪失月以降の掛金を還付します。ただし、資格を取得した月と喪失した月が同月の場合は、1か月分の掛金を除いた額を還付します。

（例1）令和5年4月～令和6年3月分の掛金を前納したが、令和5年7月1日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。

⇒ 令和5年7月～令和6年3月分の掛金を還付します。

（例2）令和5年4月～令和6年3月分の掛金を前納したが、令和5年4月20日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。（取得と喪失が同月内）

⇒ 令和5年5月～令和6年3月分の掛金を還付します。

- ・ 2年目の掛金額は、令和6年3月上旬に通知します。通知は御自宅へ送付されます。

< 標準報酬月額別 任意継続掛金早見表 >

退職時の 標準報酬月額 (短期)	掛金額						退職時の 標準報酬月額 (短期)
	退職時年齢		退職時年齢 40歳～64歳 (注)				
	40歳未満	65歳以上	短期月額	介護月額	短期年額	介護年額	
410,000円 以上	38,212	458,544	38,212	7,232	458,544	86,784	410,000円 以上
380,000円	35,416	424,992	35,416	6,703	424,992	80,436	380,000円
360,000円	33,552	402,624	33,552	6,350	402,624	76,200	360,000円
340,000円	31,688	380,256	31,688	5,997	380,256	71,964	340,000円
320,000円	29,824	357,888	29,824	5,644	357,888	67,728	320,000円
300,000円	27,960	335,520	27,960	5,292	335,520	63,504	300,000円
280,000円	26,096	313,152	26,096	4,939	313,152	59,268	280,000円
260,000円	24,232	290,784	24,232	4,586	290,784	55,032	260,000円
240,000円	22,368	268,416	22,368	4,233	268,416	50,796	240,000円
220,000円	20,504	246,048	20,504	3,880	246,048	46,560	220,000円
200,000円	18,640	223,680	18,640	3,528	223,680	42,336	200,000円
190,000円	17,708	212,496	17,708	3,351	212,496	40,212	190,000円
180,000円	16,776	201,312	16,776	3,175	201,312	38,100	180,000円
170,000円	15,844	190,128	15,844	2,998	190,128	35,976	170,000円
160,000円	14,912	178,944	14,912	2,822	178,944	33,864	160,000円
150,000円	13,980	167,760	13,980	2,646	167,760	31,752	150,000円
142,000円	13,234	158,808	13,234	2,504	158,808	30,048	142,000円
134,000円	12,488	149,856	12,488	2,363	149,856	28,356	134,000円
126,000円	11,743	140,916	11,743	2,222	140,916	26,664	126,000円
118,000円	10,997	131,964	10,997	2,081	131,964	24,972	118,000円
110,000円	10,252	123,024	10,252	1,940	123,024	23,280	110,000円
104,000円	9,692	116,304	9,692	1,834	116,304	22,008	104,000円
98,000円	9,133	109,596	9,133	1,728	109,596	20,736	98,000円
88,000円	8,201	98,412	8,201	1,552	98,412	18,624	88,000円

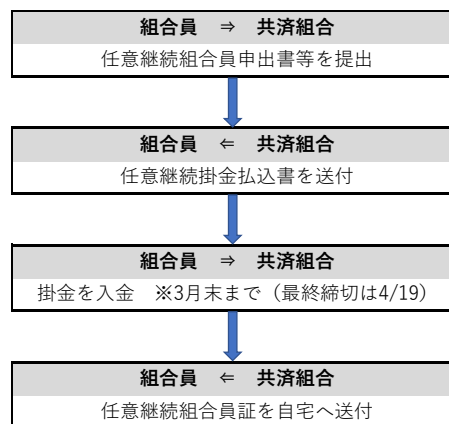
※ 各月払いを選択した場合の掛金額になります。前納払いを選択した場合は、年額に割引がかかります。

※ 上記の金額は、令和4年10月～令和5年3月の掛金率を適用した金額になります。令和5年度以降の任意継続掛金率については、掛金率や全組合員の平均標準報酬月額の変更に伴い変動する可能性があります。

(4) 任意継続組合員の加入手続きについて

年度末退職者の任意継続組合員加入手続き期間は、2月下旬～3月下旬を予定しています。

日程の詳細は2月中旬に通知します。手続きの大まかな流れは右図のとおりです。



(5) 任意継続組合員加入後に公立学校共済組合山梨支部への連絡が必要な場合

次の場合は、支部へ御連絡のうえ手続きを行ってください。

- ・ 任意継続組合員を途中で脱退する場合
- ・ 組合員および被扶養者が転居した場合
- ・ 新たに被扶養者としてたい方がいる場合、被扶養者の取消しをしたい方がいる場合
- ・ 「限度額適用認定証」の発行を希望する場合
- ・ 短期給付（療養費、出産費、埋葬料、災害見舞金など）の申請を行う場合

(6) 任意継続組合員として受けることができる給付等について

< 給付 >

一般の組合員と同様に、短期給付を受けることができます。ただし、休業給付（出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金）は給付の対象外となります。休業給付のうち、傷病手当金・出産手当金については、一定の条件を満たした場合、給付の対象となります。給付の申請を行う際は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

< 福祉事業 >

以下を利用することができます。

特定健康診査・特定保健指導

40歳～75歳の方は、共済組合が発行する受診券・利用券を使用することで、特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができます。特定健康診査は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした検査です。検査項目は次のとおりです。

- 身体計測（身長、体重、腹囲）
- 血圧測定
- 血液検査（脂質、血糖、肝機能）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 医師による診察

◎ よくある質問 「人間ドックの受診に際して、共済組合から費用の補助はありますか？」

⇒ 任意継続組合員が人間ドックを受診する際、共済組合からの費用補助はありません。

ただし、自費での人間ドック受診時に上記「特定健康診査受診券」が併用できる医療機関では、特定健康診査費用分を控除した額で受診できます。なお、併用の可否については医療機関へお問い合わせください。

宿泊施設特別利用者証（退職者全員に配布）

公立学校共済組合の直営宿泊所に宿泊する際に提示すると、組合員料金で宿泊できます。御家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）にも組合員料金が適用されます。有効期限はありませんので、生涯利用できます。紛失等により再発行を希望する場合は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

3. 医療保険制度の比較

(1) 医療保険制度の選択について

再就職先で健康保険や共済組合に加入する場合は、他の医療保険制度を選択することはできません。それ以外の場合は、任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の中から選択することになります。それぞれの保険料（掛金）と給付（法定給付と附加給付）内容の比較が、選択の際のひとつの目安となります。

(2) 各制度の概要

任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の概要は以下のとおりです。

	任意継続組合員	国民健康保険	家族の被扶養者
本人の保険料 (掛金)	退職時の標準報酬月額等を基に算出。 令和4年度の最高年額 ⇒ 523,188円 翌年度もほぼ同程度の金額となる。	前年の所得、世帯の加入者数等をもとに算出。 令和4年度の最高年額 ⇒ 1,020,000円 退職後の所得により、翌年度の金額が変動する。	家族の被扶養者になった場合、保険料はかからない。
被扶養者の 保険料 (掛金)	被扶養者分の掛金はかからない。また、被扶養者の有無により本人の掛金額が変わることはない。	一人一人が国民健康保険に加入することになるため、人数分の保険料を納める必要がある。	—
共通の 給付 (法定給付)	受診時の窓口負担額 医療費総額の3割（6歳未満または70歳以上の者は2割） 高額療養費 所得によって計算方法が異なる（※）		
	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を自動で給付する。	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を申請により給付する。	高額療養費の給付方法は、 家族が加入している健康保険より異なる。
独自の 給付 (附加給付)	1か月間に1つの医療機関での窓口負担が25,000円以上になった場合は、自動で払戻金等が給付される。	附加給付の制度はない。	給付内容は、家族が加入している健康保険により異なる。

※ 詳細は、各制度のホームページ等を参照してください。

(3) 医療保険制度選択の際の注意事項

< 任意継続組合員になることができるタイミングについて >

任意継続組合員は、退職後引き続き共済組合の健康保険の適用を受ける制度です。そのため、退職の翌日に他の医療保険制度（再就職先の健康保険、国民健康保険、家族の被扶養者）に加入した場合、その医療保険制度を脱退した後に任意継続組合員になることはできません。

(例) 3月31日に退職し、4月1日から家族の被扶養者になったが、収入が増えたため
5月1日に家族の扶養から抜けることになった。

⇒ 退職の翌日から他の医療保険制度に加入しているため、5月1日から任意継続組合員になることはできません。再就職先の健康保険に加入することができない場合は国民健康保険に加入することになります。

< 家族の被扶養者になる場合について >

家族の被扶養者になるためには、身分関係・生計維持関係・収入等の要件を満たす必要があります。自身が被扶養者になれるかどうか、家族が加入している健康保険の担当者（または家族の勤務先の担当者）へよく確認してください。また、家族の被扶養者になった後も、収入の変動等に注意してください。被扶養者でいられなくなった場合は、国民健康保険に加入することになります。

(よくある質問)

Q1. 退職金は収入に含まれますか？

A1. 含まれません。

Q2. 個人年金は収入に含まれますか？

A2. 一括で全額を受取る場合は、収入には含まれません。年1回等、分割して受け取る場合は、収入に含まれます。

Q3. 注意すべき収入はありますか？

A3. 給与収入の他、障害年金、遺族年金、個人年金、財形年金、企業年金、農業収入、営業収入、事業収入、株式の譲渡による利益、配当、売電による利益等も被扶養者の収入に含まれます。詳細は家族が加入している健康保険の担当者へ確認してください。

(参考) 公立学校共済組合山梨支部の被扶養者の要件

① 身分関係及び生計維持関係を満たしている者

② 年間収入が130万円未満の者（退職後12ヶ月の見込み額）

※ 60歳以上または障害年金を受給している（または受給要件に該当する程度の障害を有している）場合は、180万円未満の者

③ 日本国内に住民票住所を有している者

第4 退職手当について

1 退職手当とは

退職手当は、教職員が退職(又は死亡)した場合に、その者又は遺族に一時金として支給される給与で、給与の補足的な性格をもつ他の手当とは異なり、勤続報償的な性格を有する手当であって、その取扱いは、教職員及び他の職種の公務員に共通の「山梨県職員の退職手当に関する条例」等によって定められている。

なお、再任用職員には、退職手当は支給されない。

○ 根拠及び参考法令・通知

- ・ 山梨県職員の退職手当に関する条例
※以下、平成18.4.1改正後の条例を「新条例」、改正前の条例を「旧条例」という。
- ・ 山梨県職員の退職手当に関する規則
- ・ 山梨県職員の退職手当に関する規則の運用について

2 退職手当額の算出方法

新条例等退職手当額(A)と新条例施行日前日(H18.3.31)退職手当額(B)を比較し、いずれが多い額が退職手当裁定(支給)額となる。

(1) 新条例等退職手当額(A)の算出方法

新条例等退職手当額(A)
(A) = 基本額(退職日の「給与の月額」×(1+特例加算率)×支給率) + 退職手当の調整額

① 給与の月額：給与月額 + 給与の調整額 + 教職調整額

② 特例加算率：50歳以上かつ勤続25年以上の者が、定年退職日から1年前まで「勸奨」又は「公務上の死傷病」により退職することとなった場合、特例給与月額として、次の算式により得られる額を給与月額とする。

【定年前早期退職者に対する特例(条例第5条の3)】

特例給与月額 = 給与の月額 × (1 + 2% × 60歳までの残年数)

年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
加算率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

③ 支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用(39ページ参照)

④ 退職手当の調整額：在職期間中の職位の高い順から60月分について、職位の区分に応じて定められた月額にその区分に該当する月数を乗じて得た額の合計額(条例第6条の4第1～3項、規則第5条の4)

【退職手当の調整額の職員区分（行政職、教育職（一）、教育職（二））】

月 額	行政職	教育職（一）	教育職（二）
第1号区分 65,000円	9級(旧11級)		
第2号区分 59,550円	8級(旧10級)		
第3号区分 54,150円	7級(旧9級)	4級（管手5,6種）	4級（管手5,6種）
第4号区分 43,350円	6級(旧8級)	4級（管手7種）	4級（管手7種）
第5号区分 32,500円	5級(旧7級)	3級,特2級	3級,特2級
第6号区分 27,100円	4級(旧6級)	2級,1級（役加10%）	2級（役加10%）
第7号区分 21,700円	3級(旧5,4級)	2級,1級（役加5%）	2級（役加5%）
第8号区分 0円	第1号区分から7号区分までのいずれの区分にも属さない者		

※ 役加＝期末・勤勉手当の役職段階別加算率 管手＝管理職手当区分

【調整額の計算例】 R3.4.1～R5.3.31 4級（第4号区分）24月 ※管手7種

H30.4.1～R3.3.31 3級（第5号区分）36月

（第4号区分）43,350円×24月 + （第5号区分）32,500円×36月 = 2,210,400円

◇ 各区分における月数の算出において、休職、停職、育児休業等の期間がある場合、それらの期間については、勤続期間の計算に準じて除算する。

◆ 退職手当の調整額の支給制限（退職手当条例第6条の4第4項）

退職事由・勤続年数の区分	調整額の支給制限
① 勤続期間が4年以下の者	計算した調整額の1/2
② 自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下の者	
③ 基本額が0円の者	調整額は不支給
④ 自己都合退職者で勤続期間が9年以下の者	

(2) 退職手当の基本額の特例（退職手当条例第5条の2）

新条例等退職手当額（A）を計算する際に、給料月額の変額改定以外の理由（※）により給料の月額が減額された場合で、最も多い給料の月額（a）が退職日の給料の月額（b）を上回る場合は、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

※「給料の調整数の引下げ」、「行政職給料表への適用変更」、「降格」などが該当

{ a × (a が適用された最終日までの期間に係る支給率) } +

{ b × (全勤続期間の支給率 - a が適用された最終日までの期間に係る支給率) }

(3) 新条例施行日前日退職手当額（B）の算出方法及び経過措置

新条例施行日前日退職手当額（B）：

H18.3.31に ① 同じ事由で退職したものと仮定して旧条例に基づき算出した退職手当額

$$(B) = \text{H18.3.31の給料の月額} \times \text{H18.3.31を退職日とみなした旧条例支給率} \quad \text{②}$$

※新条例施行日前日額の保障（平成18年改正条例附則第2条）

新条例等退職手当額（A）＜ 新条例施行日前日退職手当額（B）の場合

→ 退職手当額＝新条例施行日前日退職手当額（B）

① H18.3.31 給料の月額：18.3.31 現在のその者の 給料月額＋給料の調整額＋教職調整額

② 旧条例支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用（40ページ参照）

3 定年引上げによる退職手当の特例

令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が交付されたことにより、本県においても「山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年山梨県条例第47号）」が交付され、令和5年4月1日から施行されることとなった。

この改正により、令和5年から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げることとなり、「山梨県職員の退職手当に関する条例」においても一部改正された。

改正の概要は次のとおりである。

(1) 退職手当の基本額の特例（ピーク時特例）の適用（本県独自措置）

定年引き上げに伴い60歳前に給料月額のパークがある場合は、37ページに記載されている退職手当の基本額の特例を適用し、次の3段階に分けて計算する。

- ・60歳前に給料月額がパークであった時まで
- ・定年引き上げに伴い給料が7割に減額される前まで
- ・60歳以降で退職する時まで

(2) 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を「定年退職」として算定する。

※ 条例第5条の3適用についての整理（36ページ参照）

定年引き上げ前の定年（60歳）に達した日以後においても、定年前に退職する場合には、以下のように特例加算率が適用されることとなる。

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
加算率	2%	2%	2%	2%	2%

新条例退職手当支給率表 ※調整率を乗じた後のもの
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条		第5条		
	自己都合	亡年十・一・通勤・災害・傷病等	害公務病を除く(通勤災害)	勤奨未十 災・満一 害公勤上 傷務続二 病外定年 等死・十 亡・勸五 通年	署二 の十五 移五年 転未 等満 勤 務官	亡年二 ・・十 通勸五 勤年 災・上 害公勤 傷務続 病外定 等死	署二 の十五 移五年 転上 等勤 務官	整理・ 公務上 死傷病
1	0.5022	0.837	0.837		1.04625			1.2555(3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674		2.0925			2.511(4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511		3.13875			3.7665(5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348		4.185			5.022(5.4a)
5	2.511	4.185	4.185		5.23125			6.2775
6	3.0132	5.022	5.022		6.2775			7.533
7	3.5154	5.859	5.859		7.32375			8.7885
8	4.0176	6.696	6.696		8.37			10.044
9	4.5198	7.533	7.533		9.41625			11.2995
10	5.022	8.37	8.37		10.4625			12.555
11	7.43256		9.2907	11.613375	11.613375			13.93605
12	8.16912		10.2114	12.76425	12.76425			15.3171
13	8.90568		11.1321	13.915125	13.915125			16.69815
14	9.64224		12.0528	15.066	15.066			18.0792
15	10.3788		12.9735	16.216875	16.216875			19.46025
16	12.88143		14.3127	17.890875	17.890875			20.8413
17	14.08671		15.6519	19.564875	19.564875			22.22235
18	15.29199		16.9911	21.238875	21.238875			23.6034
19	16.49727		18.3303	22.912875	22.912875			24.98445
20	19.6695		19.6695	24.586875	24.586875			26.3655
21	21.3435		21.3435	26.260875	26.260875			27.74655
22	23.0175		23.0175	27.934875	27.934875			29.1276
23	24.6915		24.6915	29.608875	29.608875			30.50865
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.282875			31.8897
25	28.0395		28.0395			33.27075	33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787			34.77735	34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179			36.28395	36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571			37.79055	37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963			39.29715	39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355			40.80375	40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399			42.31035	42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443			43.81695	43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487			45.32355	45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531			46.83015	46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575			47.709	47.709	47.709
36	40.7619		40.7619			47.709	47.709	47.709
37	41.7663		41.7663			47.709	47.709	47.709
38	42.7707		42.7707			47.709	47.709	47.709
39	43.7751		43.7751			47.709	47.709	47.709
40	44.7795		44.7795			47.709	47.709	47.709
41	45.7839		45.7839			47.709	47.709	47.709
42	46.7883		46.7883			47.709	47.709	47.709
43	47.709		47.709			47.709	47.709	47.709
44	47.709		47.709			47.709	47.709	47.709
45	47.709		47.709			47.709	47.709	47.709

(注1) ()内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 条例附則第26項から第28項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数

旧条例退職手当支給率表 ※調整率を乗じた後のもの
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条				第5条	
	己二都十合四年未満勤続自	亡年二十通勤奨災害傷病外等死	傷務二病外を五年除く(通勤勤続害公)	己二都十合五年以上勤続自	勤奨未二災・公勤・傷病等死	傷務二病外を五年除く(通勤勤続害公)	勤務官署の移転等	亡年二十通勤奨災害傷病外等死	整理・公務上死傷病
1	0.5022	0.837	0.837				1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674				2.0925		2.511(4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511				3.13875		3.7665(5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348				4.185		5.022(5.4a)
5	2.511	4.185	4.185				5.23125		6.2775
6	3.7665	5.022	5.022				6.2775		7.533
7	4.39425	5.859	5.859				7.32375		8.7885
8	5.022	6.696	6.696				8.37		10.044
9	5.64975	7.533	7.533				9.41625		11.2995
10	6.2775	8.37	8.37				10.4625		12.555
11	7.43256	9.2907	9.2907				11.613375		13.93605
12	8.16912	10.2114	10.2114				12.76425		15.3171
13	8.90568	11.1321	11.1321				13.915125		16.69815
14	9.64224	12.0528	12.0528				15.066		18.0792
15	10.3788	12.9735	12.9735				16.216875		19.46025
16	11.11536	13.8942	13.8942				17.36775		20.8413
17	11.85192	14.8149	14.8149				18.518625		22.22235
18	12.58848	15.7356	15.7356				19.6695		23.6034
19	13.32504	16.6563	16.6563				20.820375		24.98445
20	17.577		17.577		21.97125		21.97125		26.3655
21	18.5814		18.5814		23.22675		23.22675		27.8721
22	19.5858		19.5858		24.48225		24.48225		29.3787
23	20.5902		20.5902		25.73775		25.73775		30.8853
24	21.5946		21.5946		26.99325		26.99325		32.3919
25				28.24875		28.24875	28.24875	33.8985	33.8985
26				29.50425		29.50425	29.50425	35.4051	35.4051
27				30.75975		30.75975	30.75975	36.9117	36.9117
28				32.01525		32.01525	32.01525	38.4183	38.4183
29				33.27075		33.27075	33.27075	39.9249	39.9249
30				34.52625		34.52625	34.52625	41.4315	41.4315
31				35.7725		35.7725	35.7725	42.687	42.687
32				36.61875		36.61875	36.61875	43.9425	43.9425
33				37.665		37.665	37.665	45.198	45.198
34				38.71125		38.71125	38.71125	46.4535	46.4535
35				39.7575		39.7575	39.7575	47.709	47.709
36				40.80375		39.7575	39.7575	47.709	47.709
37				41.85		41.85	40.24038	47.709	47.709
38				42.89625		42.89625	41.24639	47.709	47.709
39				43.9425		43.9425	42.25240	47.709	47.709
40				44.98875		44.98875	43.25841	47.709	47.709
41				46.035		46.035	44.26442	47.709	47.709
42				47.08125		47.08125	45.27043	47.709	47.709
43				47.709		47.709	46.27644	47.709	47.709
44				47.709		47.709	47.28245	47.709	47.709
45				47.709		47.709	47.709	47.709	47.709

(注1) ()内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、条例附則第26項から第28項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整(104/100)を含めた計数(口内の数字)

(注4) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、平成18年条例第9号附則第2条第1項による退職手当の額の調整(83.7/104)を、それ以外の者については、調整(83.7/100)を含めた計数

(注5) 勤務官署の移転等の勤続37年以上44年以下の欄は、表記上、小数点以下5位以下切捨て

4 退職手当からの控除について

○ 退職所得に対する所得税等の控除

退職手当は、退職所得として給与所得等の所得と分離して課税することとされており、所得税、県民税及び市町村民税が退職手当から源泉徴収される。

(所得税法第201条、地方税法第50条の6、第328条の6)

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の公布により、「復興特別所得税」が併せて徴収される(源泉徴収される所得税額の2.1%相当額)。

○ 課税退職所得額

勤続年数に応じた退職所得控除額(退職所得控除額表：次ページ参照)により「課税退職所得額」を算出する。

※ 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げる。

※ 休職等(県以外に勤務する休職を除く)の期間も税額計算上の勤続期間に含む。

$$\left(\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{退職所得控除額 (勤続年数による)}} \right) \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得額 (千円未満切捨)}}$$

※ ただし、勤続年数が5年以内の場合は、退職手当－退職所得控除額＝課税退職所得額

1 所得税及び復興特別所得税

$$\text{所得税及び復興特別所得税の額} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

※ 退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

退職所得の源泉徴収税額の速算表(令和4年分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)－(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円々	10%	97,500円	((A)×10%－97,500円)×102.1%
3,300,000円々 6,950,000円々	20%	427,500円	((A)×20%－427,500円)×102.1%
6,950,000円々 9,000,000円々	23%	636,000円	((A)×23%－636,000円)×102.1%
9,000,000円々 18,000,000円々	33%	1,536,000円	((A)×33%－1,536,000円)×102.1%
18,000,000円々 40,000,000円々	40%	2,796,000円	((A)×40%－2,796,000円)×102.1%
40,000,000円々	45%	4,796,000円	((A)×45%－4,796,000円)×102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 住民税(市町村民税、県民税)

① 市町村民税 $\underline{\text{退職所得額} \times 6\% = \text{市町村民税額}}$

② 都道府県民税(以下「県民税」という。)

$\underline{\text{退職所得額} \times 4\% = \text{県民税額}}$

※市町村民税額、県民税額に百円未満の端数がある場合、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

- 上記以外に、4、5月分の住民税未徴収額(再任用職員を除く。)、共済組合・互助組合等貸付金の未償還額がある場合は、その額が退職手当額から差し引かれる。

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和4年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 2 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。